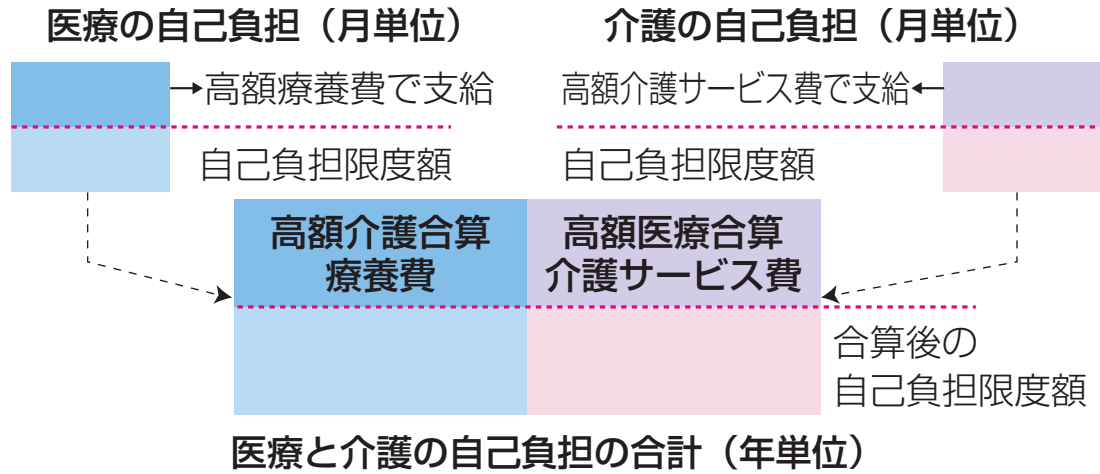


## ■介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

＜高額医療・高額介護合算制度＞

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になり、下記の自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

同じ医療保険制度に加入していて、医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象となります。



1年ごとに  
申請が必要です

支給を受けるには、原則7月31日に加入している医療保険の窓口への申請が必要です。期間内に複数の介護保険や医療保険制度に加入歴があれば、当時の保険者が発行する「自己負担額証明書」等が必要となる場合もあります。詳しくは医療保険の窓口におたずねください。

## ●自己負担限度額 (8月1日～翌年7月31日の合計)

平成30年8月から「現役並み所得者」が細分化され、自己負担限度額が変更される予定です。

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満 の方がいる 世帯	所得区分 平成30年 7月算定分まで	70～74歳 の方がいる 世帯	後期高齢者医 療制度で医療 を受ける方が いる世帯	所得区分 平成30年 8月算定分から	70～74歳 の方がいる 世帯	後期高齢者医 療制度で医療 を受ける方が いる世帯
901万円超	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	一 般	56万円	56万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ※	19万円	19万円	一 般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円				低所得者Ⅱ	31万円	31万円
					低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※この表の自己負担限度額+500円が実際の支給基準額となり、介護と医療の自己負担額の合計が支給基準額を超えた場合に、自己負担額の合計から自己負担限度額を差し引いた額が介護と医療の自己負担比率に応じてそれぞれの制度から分割して支給されます。

※合算できる自己負担の範囲は、高額介護サービス費や高額療養費と同様（食費や日常生活費、介護保険の住宅改修費等は対象外）で、また高額介護サービス費や高額療養費の支給対象額は、合算計算上の自己負担額には含まれません。

※70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で介護サービス利用者が複数いる場合、高額介護サービス費12か月分の限度額295,200円との均衡を保つため、医療保険からの支給は限度額19万円で計算し、介護保険からの支給は31万円で再計算します。